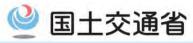
資料 1 - 3 (H29. 3. 9)

規制改革推進会議説明資料

(論点4.5関係)

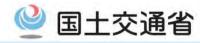
国土交通省 自動車局平成29年3月9日

乗合バス事業者による貨物運送について



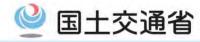
論点④ 乗合バス事業者は、生活に必須の少量の貨物運送に限り、空きスペースを活用した貨物運送が許容されている。むしろ、**貨物自動車運送事業者に、乗合バスの空きスペース等の活用**を許容し、地方における貨物運送サービスの充実を図るべきではないか。

- ロ <u>貨物自動車運送事業者が乗合バス車両の空きスペースを活用して少量の貨物を運送することが</u> <u>認められている</u>。
- □ 「少量の貨物の運送」の解釈については、**届出で事業を開始することができる貨物軽自動車運送** 事業者が運送できる貨物の量を勘案して、350kg未満を基本的な考え方とし、それを超える場合 には個別に判断することとしている。
- → 人口減少・少子高齢化の中で、地域における物流の効率化を図り、持続可能な輸送サービスを確保することは非常に重要であることから、地域の実情や貨物運送事業者の具体のニーズを積極的に把握しつつ、**適切に対応して参りたい。**



制度の現状

- 道路運送法第82条により、一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)が旅客の運送に 付随して少量の貨物を運送する際には、当該許可等を取得することなく運送することができることと されている。
 - ○道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)(抄) (郵便物等の運送)
 - 第八十二条 <u>一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他</u> の貨物を運送することができる。
 - 2 (略)
 - 〇 道路運送法第82条における「少量」とは、国土交通省の通達により、貨物の重量が<u>貨物軽自動車運送事業が使用する事業用自動車の最大積載量(350kg)を超えない範囲</u>であることを基本的な考え方とし、350kgを超えて運送を行いたい等の場合は、<u>個別ケース毎に判断することとされている</u>。



現状の制度の比較

事業の種類

事業開始手続き

貨物量の規制

一般貨物自動車運送事業

許可

特段の規制なし (車両の最大積載量の 範囲内)

貨物軽自動車運送事業

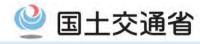
届出

350kgを超えない範囲

一般乗合旅客自動車運送事業者による貨物運送

特段の規制なし

350kgを超えない範囲

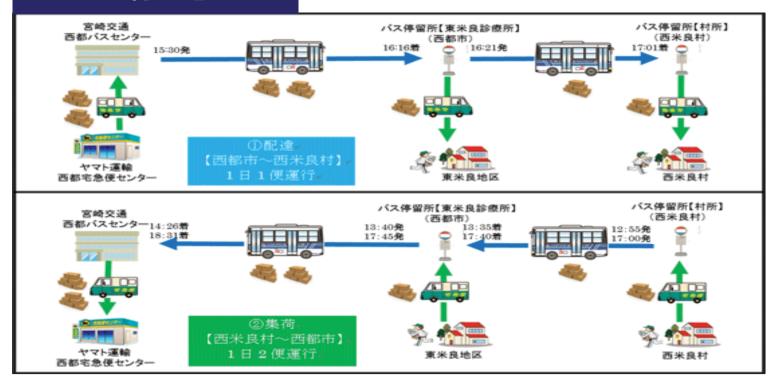


実際の取組事例(宮崎県の事例)

取組内容

- 宮崎交通とヤマト運輸が連携。(H27年10月開始)
- バス車両の中央部座席を減らし荷台スペースとして確保。
- 荷台スペースには専用ボックスを搭載し、その中に宅急便を入れて輸送。
- ローカル線のバスで輸送1日1便輸送。





【バス車両】



【専用荷台スペース】



貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制につい 国土交通省

論点⑤ その地域における貨物運送事業を実施する際、営業所の設置を要するが、一律に、**貨物運** 送車両5台の保有が義務付けられているが、地域の実情に即し、貨物運送サービスを提供で きる地域を広げる観点から、規制の合理性について再点検してはどうか。

- 貨物運送事業者の最低車両台数(5台)に関する規制については、貨物自動車運送事業法第 6条(許可の基準)において「**その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保する** ため適切なものであること」、「その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること」と されていることを踏まえ、安全管理の観点から適確な事業遂行を事業者が確実に実施するために必 要**な一定の事業規模要件を設けているもの**である。
 - ※ただし、霊きゅう運送、一般廃棄物運送、島しょの地域における事業については、その事業及び 地域の特殊性を考慮して、一両から事業を行うことができるとしている。
- □ 一方、人口減少・少子高齢化が進展する中で、過疎地域における持続可能な物流サービスを実 **現することは重要な課題**であることから、そのために必要な措置について、事業者による安全管理の確 実な実施を担保するための方策を含めて検討する。

貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制につい 国土交通省

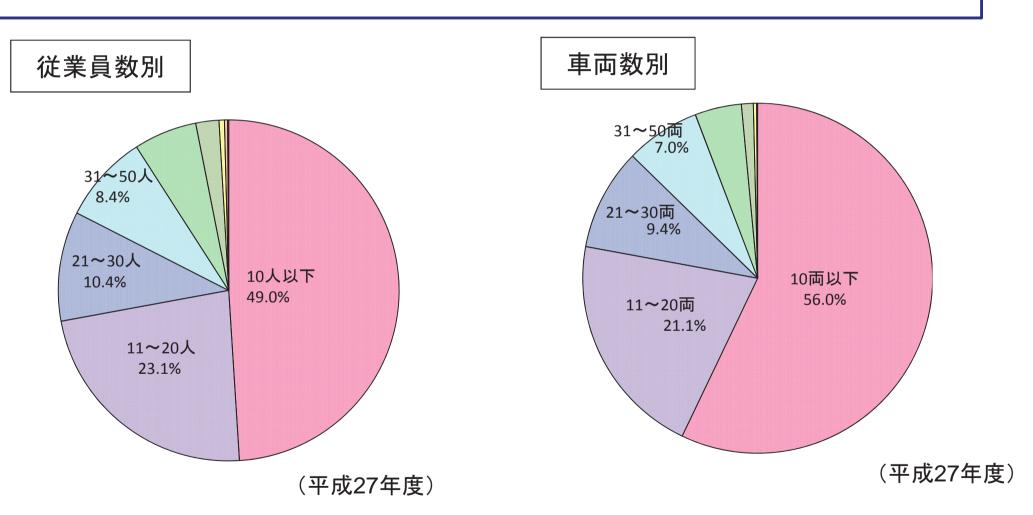
参照条文

- ○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)(抄) (許可の基準)
- 第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
 - 二 (略)
 - 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - 四 (略)
- ○一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について(平成十 五年国自貨第七十七号)(抄)
- 1. 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものを除く。)の許可
- (2) 最低車両台数
- ①<u>営業所毎に配置する事業用自動車の数は</u>種別(貨物自動車運送事業法施行規則第二条で定める種別)ごとに<u>五両以上とすること</u>。
- ② (略)
- ③<u>霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)の地域における事業については、①に拘束されないものであること</u>。

貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制につい 国土交通省

<参考>トラック産業の現状

事業者の約99.9%が中小企業(資本金3億円以下又は従業員300人以下)。



※従業員数:総務省「労働力調査」、車両数:国土交通省調べ